

宮城県公報

令和8年2月13日(金)
定期第672号

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定(税務課)
- 有害図書類の指定(共同参画社会推進課)
- 生活保護法による施術者の指定(社会福祉課)
- 生活保護法による指定介護機関の指定(同)
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出(同)
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(同)
- 国土調査の成果の認証(農村整備課)
- 保安林の指定の解除の予定(2件)(森林整備課)
- 道路の供用開始(道路課)
- 都市計画変更案の縦覧(2件)(都市計画課)
- 指定管理者の指定(2件)(都市環境課)

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告(環境対策課)

宮城県告示第55号

宮城県県税条例（昭和 25 年宮城県条例第 42 号）第 102 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定年月日
有限会社千田清掃	代表取締役 千田　信良	大崎市古川狐塚字西田 77 番地	令和 8 年 2 月 1 日

宮城県告示第56号

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和8年2月13日

宮城県知事 村井嘉浩

1 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
1	雑誌	petit Rose vol.78 雑誌08878-02	株式会社秋水社
2	雑誌	mini SUGAR 3月号 雑誌18425-03	株式会社秋水社
3	雑誌	総集編 叶精作 死星マリア 雑誌67604-02	株式会社リイド社
4	雑誌	週刊実話別冊 THE GOLDEN BEST 週刊実話増刊1月27日号 雑誌20329-1/27	株式会社日本ジャーナル出版
5	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.47 雑誌68530-16	株式会社大洋図書
6	雑誌	実話ナックルズSPECIAL 2026新春 雑誌68530-14	株式会社大洋図書
7	雑誌	実話ナックルズGOLD ドキュメント Vol.15 雑誌68530-11	株式会社大洋図書
8	雑誌	実話ナックルズGOLD Vol.48 雑誌68530-23	株式会社大洋図書
9	雑誌	芸能S級お宝特ホウVIIIIIP!!!極 NO.02 雑誌08020-03	株式会社ダイアプレス

2 指定理由

図書類の内容が、1から7の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、8、9の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

宮城県告示第57号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
水戸　秀二	夢眠在宅マッサージ宮城	仙台市太白区ひより台 3 番 16 号	令和 8 年 1 月 7 日

宮城県告示第58号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村井嘉浩

1 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大郷町地域包括支援センター	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	大郷町地域包括支援センター	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	令和 7 年 12 月 12 日

2 介護予防ケアマネジメント

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大郷町地域包括支援センター	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	大郷町地域包括支援センター	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	令和 7 年 12 月 12 日

3 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
祐ケアプランセンター	石巻市大橋三丁目 10 番地 4	医療法人社団鉄祐会	東京都文京区千石 4 丁目 25 番 5 号 K S T ビル 3 階	令和 7 年 6 月 1 日
ケアプランセンター彩の里	宮城県栗原市栗駒嶺崎 29-2	合同会社金成ボーラの家	宮城県栗原市金成中町 115 番地	令和 7 年 11 月 1 日

4 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンター彩の里	宮城県栗原市栗駒嶺崎 29-2	合同会社金成ボーラの家	宮城県栗原市金成中町 115 番地	令和 7 年 11 月 1 日

5 通所型サービス

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンター彩の里	宮城県栗原市栗駒嶺崎 29-2	合同会社金成ボーラの家	宮城県栗原市金成中町 115 番地	令和 7 年 11 月 1 日

宮城県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和8年2月13日

宮城県知事 村井嘉浩

	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター亘理	亘理郡亘理町字中町東191 佐々木第一ビル102	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 亘理		株式会社A S C a r e		
旧	アサヒサンクリーン株式会社栗原営業所	栗原市若柳字川南堤通11番地6	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 栗原		株式会社A S C a r e		
旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター大河原	柴田郡大河原町字新東92番地8	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 大河原		株式会社A S C a r e		
旧	アサヒサンクリーン株式会社岩出山営業所	大崎市岩出山二ノ構79番地2	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 岩出山		株式会社A S C a r e		
旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター登米	登米市迫町佐沼字梅ノ木2丁目1番9	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 登米		株式会社A S C a r e		
旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター多賀城	多賀城市留ヶ谷一丁目9-20	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地1	令和7年11月22日
新	アスケア訪問入浴 多賀城		株式会社A S C a r e		

旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター東松島	東松島市矢本上河戸 64 番地 1	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通十丁目 8 番地 1	令和 7 年 11 月 22 日
新	アスケア訪問入浴 東松島		株式会社 A S C a r e		

宮城県告示第60号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
大崎市社会福祉協議会三本木居宅介護支援事業所	大崎市三本木字大豆坂 24 番地 3	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	居宅介護支援 介護予防支援	令和 8 年 2 月 28 日
大崎市社会福祉協議会鳴子居宅介護支援事業所	大崎市鳴子温泉字末沢 1 番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	居宅介護支援 介護予防支援	令和 8 年 2 月 28 日

宮城県告示第61号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 調査を行った者の名称

名取市

2 調査を行った時期

令和 5 年度から令和 6 年度まで

3 成果の名称

名取市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

愛島笠島字洞谷山、愛島北目字北沢山、同字二ツ森、同字棟ノ木山

5 認証年月日

令和 8 年 2 月 5 日

宮城県告示第62号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1　解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1 の 51 (国有林)

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　解除の理由

ダム用地とするため

宮城県告示第63号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市字亀山 4、5 の 1 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

公益上の理由（公園用地）

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市字亀山 4 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解除の理由

公益上の理由（公園用地）

（「次の図」は省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第64号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 13 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	遠田郡涌谷町太田字南太田 185 番 2 地先から 同郡涌谷町太田字南太田 124 番 2 地先まで	令和 8 年 2 月 19 日

宮城県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月13日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

(1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

利府町 沢乙字唄沢、同字欠下北及び同字白石沢の各一部

3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び利府町役場（都市開発部都市整備課）

4 縦覧期間

令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

宮城県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月13日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
- (2) 名称 利府町流域関連公共下水道

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

- (1) 追加しようとする土地の区域

利府町 沢乙字唄沢、同字欠下北及び同字白石沢の各一部

- (2) 廃止しようとする土地の区域

なし

3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び利府町役場（都市開発部都市整備課）

4 縦覧期間

令和8年2月13日から2月27日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

宮城県告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

2 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目 6 番 1 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 8 年 2 月 13 日

宮城県知事　村井嘉浩

1 公の施設の名称

石巻南浜津波復興祈念公園

2 指定した団体の名称及び所在地

(1) 名称

石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体

(2) 構成員の名称及び所在地

一般財団法人公園財団

東京都文京区関口一丁目 47 番 12 号

東洋緑化株式会社

仙台市青葉区柏木一丁目 1 番 8 号ポラリスビル 2 F

一般社団法人ひと・まち・もり

東松島市赤井字南三 242 番地 1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和8年1月27日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和8年2月13日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札を中止する事項

- (1) 調達案件及び数量 令和8年度公共用水域水質分析等業務 一式
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月23日まで
- (3) 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課

2 入札を中止する理由

仕様書の内容に錯誤があったため。

3 その他

この入札中止の内容についての問い合わせ先は次のとおりとする。

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県環境生活部環境対策課水環境班（担当：佐藤 TEL:022-211-2666 FAX:022-211-2696）